

社会福祉法人星光会役員の報酬等に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬を支給する。

- (1) 常勤の役員 報酬
- (2) 非常勤の役員 支給しない

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬の額は、別に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月10日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）
- 2 報酬は、通貨をもって本人（死亡により退任した者の退職手当にあたっては、その遺族。以下、同じ。）に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるとき頃により控除すべき金額を控除して支給する。

(交通費)

第6条 役員が理事会をはじめ法人の会議等に出席する場合、交通費実費相当分を支給する。評議員も役員に準ずる。

- 2 役員が職務の遂行に当たって交通費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。評議員も役員に準ずる。

(報酬の額の日割計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(委任)

第8条 この規定の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

附則

この規定は、平成29年10月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

役職名	報酬の額
理事長	月額 250,000円